

## 貸金庫規定

### 第1条 (格納品の範囲)

- 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、破損しやすいものおよび変質するものは格納できません。
  - 公社債券、株券その他の有価証券
  - 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
  - 貴金属、宝石その他の貴重品
  - 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- 前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

### 第2条 (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。  
継続後も同様とします。

### 第3条 (使用料)

- 貸金庫の使用料は、別に定めのとおりとして1年前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に借主が指定した預金口座から、自動振替により使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1カ月としてその月から最初に到来する3月末までの月割計算とします。
- 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。
- 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

### 第4条 (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は所定の封筒に入れ借主と当金庫側立ち会いのうえ、それぞれの印で封印をして当金庫が保管します。

### 第5条 (貸金庫の開閉)

- 貸金庫の開閉は、借主またはあらかじめ届出た代理人が正鍵を使用し、当金庫所定の手続により行ってください。
- 開庫にあたっては、当金庫所定の開庫依頼書に届出の印章、署名により提出してください。なお、開庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

### 第6条 (届出事項の変更等)

印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。

### 第7条 (印章、鍵の紛失時等の取扱)

- 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用をお支払いください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

### 第8条 (印鑑照合等)

諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

なお、使用される正鍵についても、当金庫は確認する義務は負いません。

### 第9条 (損害の負担等)

- 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開閉に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- 前項の事由による格納品の紛失、毀損、滅失、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。

### 第10条 (反社会的勢力との取引拒絶)

貸金庫取引は、第11条第3項第1号、第2号1～6および第3号1～5のいずれにも該当しない場合に利用でき、第11条第3項第1号、第2号1～6および第3号1～5の一つにでも該当する場合には、当金庫は、この貸金庫の利用をお断りするものとします。

### 第11条 (解約等)

- 借主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出書の印章を持参し、当金庫の所定の手続をしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
- 次の各号の一つでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されない時も同様とします。
  - 借主が使用料を支払わないとき
  - 借主について相続の開始があったとき
  - 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - 店舗の改築、閉鎖、その他相当の事由があるとき
  - 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- 前項のほか次の各号の一つでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、又は借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第11条第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。
  - 借主または代理人が貸金庫利用開始時にした表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - 暴力団
    - 暴力団員
    - 暴力団準構成員
    - 暴力団関係企業
    - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ  
または特殊知能暴力集団等

6. その他前各号に準ずる者
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
  1. 暴力的な要求行為
  2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  5. その他前各号に準ずる行為
- (4) 第11条第2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第3条3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第11条第1項または11条第2項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。ただし、これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫から請求があり次第お支払いください。

#### **第12条（貸金庫の修繕、移転等）**

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

#### **第13条（緊急処置）**

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

#### **第14条（譲渡、転貸等の禁止）**

- (1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。
- (2) 鍵は譲渡、質入または貸与することはできません。

#### **第15条（規定の変更）**

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上